

真岡市へ移住して市内中小企業に就業 or 起業した方にチャンス

真岡市U I Jターン就業定住助成金

【助成額】10万円（同一世帯の扶養親族等により最高20万円）

【要件】以下のすべてを満たすU I Jターン者（※1）

- ① 平成30年4月1日から令和5年3月31日までに真岡市外から転入し、真岡市内に本店を有する中小企業（※2）に就業または真岡市内で創業（※3）した方で、引き続き6カ月以上経過していること
- ② 就業又は創業した日の年齢が35歳未満であること
- ③ 就業の場合は正規雇用（※4）であること
- ④ 市税等を滞納していないこと



※1：1年以上市外に居住した方で真岡市へ転入した方（出生・出身地は問わない）

※2：中小企業基本法第2条第1項に該当する会社及び個人（医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、NPO法人、組合、公法人等は該当しない）

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金額又は出資総額	常時雇用する従業員数
製造・建設・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※3：真岡市内における個人開業または会社等設立すること（新規就農者は除く）

※4：雇用期間に定めがなく、雇用保険加入者で所要労働時間が週30時間以上の方

【申請方法】就業者の方は①②③④、創業者の方は①②⑤⑥をそろえて下記窓口へ様式及び詳細は真岡市ホームページをご参照ください

トップページ>申請書ダウンロード>9.商業・工業 勤労者に関するもの>商工観光課勤労者係

- ①真岡市U I Jターン就業定住助成金交付申請書（様式第1号）
- ②申請者の住民票謄本及び戸籍の附票（原本）
- ③雇用契約書等就業していることを証明する書類（写し可）
- ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用通知の写し）
- ⑤事業概要書（様式第2号）
- ⑥法人の登記簿謄本及び定款の写し（個人の場合は開業届の写し）

【その他】真岡市移住支援金（栃木県補助事業）との重複申請も可

【申請窓口】〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市産業部商工観光課勤労者係（本庁舎4階）

電話：0285-83-8134 FAX：0285-83-0199

Eメールアドレス：syoukou@city.moka.lg.jp